

鳥取縣公報

告 示

昭和二十三年七月十六日

第千九百二十六號

金曜日

本書ノ大キナハ固定圖書A列5

◇鳥取縣告示第三百二十號

舊鳥取縣醫師會は昭和二十二年法律第一二八號（醫師會、歯科醫師會及び日本醫療團の解散に関する法律）により

昭和二十三年六月二十七日精算結了した。

昭和二十三年七月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第三百二十一號

國民健康保険組合の事業を行つていた次の法人に對し組合代行事業

合事業の代行廢止を許可した。

昭和二十三年七月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

農業會の事業代行廢止

(一) (1) 事業を廢止した法人名及所在地

◇鳥取縣告示第三百二十二號

所在地 東伯郡榮村

(2) 廢止許可の年月日 昭和二十三年四月一日

(二) (1) 事業を廢止した法人名及所在地

法人名 下郷村農業會

所在地 東伯郡下郷村

(2) 廢止許可の年月日 昭和二十三年四月一日

國民健康保険組合の事業を行う法人に對し組合代行事業

を許可した。

昭和二十三年七月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(1) 農業協同組合の事業代行

代行法人の名称 日野村農業協同組合

事務所の所在地 日野郡日野村大字本郷四四九番地

(2) 事業代行許可の年月日 昭和二十三年四月一日

◇鳥取縣告示第三百二十三號

市街地建築物法施行細則第二七五條の規定により次のよう
に假設建築物の件を許可する。

昭和二十三年七月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築物の位置 来子市車尾八一四番地

農 家

二、建築物の構造 木造 瓦葺 平家建

永田長太郎方

別 所 壽 秋

三、建築物の用途

農 家

四、建築物の構造 木造 瓦葺 平家建

永田長太郎方

◇鳥取縣告示第三百二十四號

次に掲げる告示による統制額の指定はこれを廃止する。
昭和二十二年三月二十二日鳥取縣告示第百十九號(派出
局婦の看護料金指定の件)

五、建築物の規模 建築面積 四九、九九六平方メートル

六、建築物の存續期間は都市計畫事業實施迄とする

七、許可條件

一、前號の事業實施の場合は事業者の指定する期間内

に無償にて本建築物を除却すること。
二、本建築物を他人に譲渡したる場合は十日以内に届
出のこと。

八、建築物の規模 建築面積 四九、九九六平方メートル

九、建築物の存續期間は都市計畫事業實施迄とする

十、許可條件

一、知事必要ありと認むるときは本許可條件を増減若
くは変更するごとあるべし。
二、本建築物の譲渡を受けたる者ものに各號に定めた
る事項を遵守する義務を負うこと。

十一、建築物の規模 建築面積 四九、九九六平方メートル

十二、建築物の存續期間は都市計畫事業實施迄とする

十三、許可條件

一、前號の事業實施の場合は事業者の指定する期間内

に無償にて本建築物を除却すること。

二、本建築物を他人に譲渡したる場合は十日以内に届
出のこと。

三、建築物の規模 建築面積 四九、九九六平方メートル

四、建築物の存續期間は都市計畫事業實施迄とする

五、許可條件

一、前號の事業實施の場合は事業者の指定する期間内

に無償にて本建築物を除却すること。

二、本建築物を他人に譲渡したる場合は十日以内に届
出のこと。

三、建築物の規模 建築面積 四九、九九六平方メートル

四、建築物の存續期間は都市計畫事業實施迄とする

五、許可條件

一、前號の事業實施の場合は事業者の指定する期間内

に無償にて本建築物を除却すること。

二、本建築物を他人に譲渡したる場合は十日以内に届
出のこと。

三、建築物の規模 建築面積 四九、九九六平方メートル

四、建築物の存續期間は都市計畫事業實施迄とする

五、許可條件

一、前號の事業實施の場合は事業者の指定する期間内

に無償にて本建築物を除却すること。

二、本建築物を他人に譲渡したる場合は十日以内に届
出があつたので同捕獲許可證はこれを無効とする。

三、有害鳥獸捕獲許可證第一五八號有效期間

昭和二十三年七月十六日

四、有害鳥獸捕獲許可證第一五八號有效期間

昭和二十三年七月十六日

八頭郡西郷村大字本鹿一二六

田 淵 康 三 明治二十二年六月二十八日生

右兩名の許可證を昭和二十三年七月十日八頭郡西郷村地

内道路にて遺失したる旨八頭郡西郷村長下田清房より届
出があつたので同捕獲許可證はこれを無効とする。

昭和二十三年七月十六日

八頭郡西郷村大字本鹿一二六

四 淵 益 男 大正元年十一月二日生

國民醫療法第二十六條の規定による臨檢票

第二十一號 鳥取縣技術吏員 加藤數馬

あん摩(はり)、きゅう、柔道整復等營

業法第十條の規定による臨檢檢查票

第十七號 同 同